

射水市 緑の基本計画

【概要版】



令和6年度

令和25年度

2024 >>> 2043

緑の基本計画とは？

本計画は、都市緑地法に基づき、総合的に都市における緑地の保全や緑化の推進に関して方針を定める「緑に関するマスタープラン」であり、これら社会情勢の変化を踏まえつつ、上位関連計画と整合した一体的なまちづくりを進めるために、市民や地域等と連携しながら、緑の多面的な機能を生かした総合的な施策や取組を推進するために策定するものです。

計画期間 令和6（2024）年度～令和25（2033）年度

対象区域 行政区域全域

市内の緑の現状

公園緑地等の整備水準

◆整備水準は高いが、充足状況は場所に差あり

公園緑地の箇所数・面積（令和4年度）
358箇所・317.17ha

一人当たりの都市公園面積（令和4年度）
射水市：24.2㎡/人（県全体：16.0㎡/人）

都市公園の維持管理

◆老朽化に伴う施設更新・修繕の負担大

設置から30年以上経過する都市公園の割合
全体の約7割

今後見込まれる施設更新・修繕費
70～80百万円/年（うち、約6割が遊戯施設）

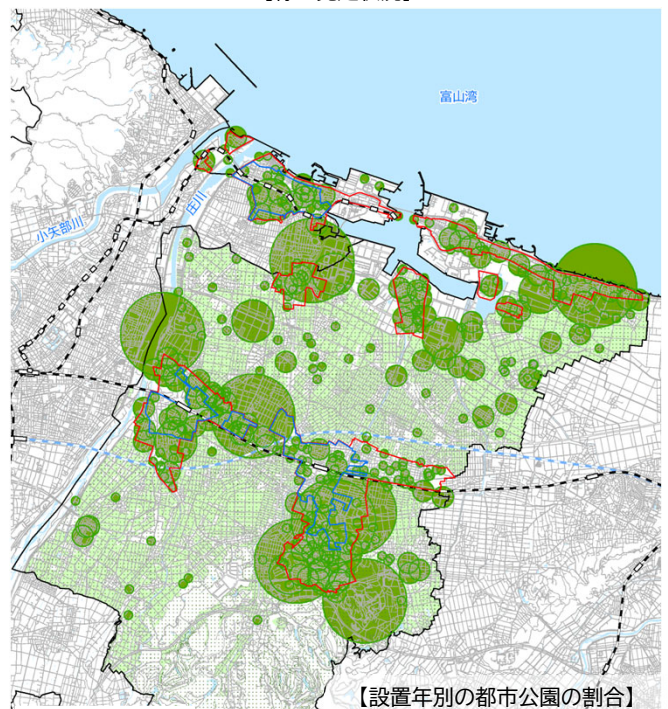
緑の活動

◆緑の活動を支える担い手確保が必要

地域型市民協働事業等の団体数（令和4年度）
281団体



【緑の充足状況】



<誘致圏域>

小規模公園・緑道など：100m、街区公園：250m、近隣公園：500m、
地区公園・都市基幹公園・特殊公園・緩衝緑地：1kmとして設定

基本理念

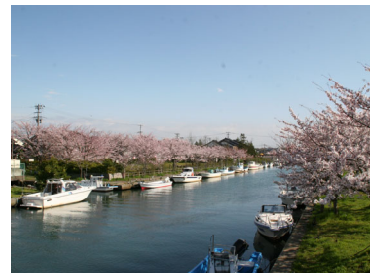
まちをつなぎ いろどり育み 魅力ひろがる 緑いっぱい射水

- ・「いろどり」は、一人ひとりの個性や多様性、まちの魅力などを表しており、「ひろがる」は、それぞれの“いろどり”が調和し、新たな価値が創られ、波及、浸透していく様子や人、世界、未来へ広がっていく様子を表しています。
- ・本市が誇る豊かな緑を将来にわたり持続的に守り、育てるため、様々な主体が連携して取り組みを進めます。

基本方針

基本方針 1 <緑を守る> 身近な緑を守り、安全・安心・快適なまちをつくる

- ・緑の効率的な維持管理に取り組み、これらの緑を次世代へ良好な状態で引き継ぎます。
- ・防災面と景観面の機能強化や緑の質の向上を図ることで、安全・安心・快適な生活に寄与する緑となるよう取り組みます。



基本方針 2 <緑を生かす> 公園の特性を生かし、集い交流するまちをつくる

- ・地域住民等の合意形成を図りながら、利用状況に応じた公園施設の集約・再編・統廃合を検討する必要があります。
- ・様々な仕組みやアイデアと地域特性をかけた緑のまちづくりを行います。
- ・自然とのふれあいやスポーツをする場としての利用にとどまらず、日常的に市民の憩いや楽しみの場となる仕掛けづくりに取り組みます。



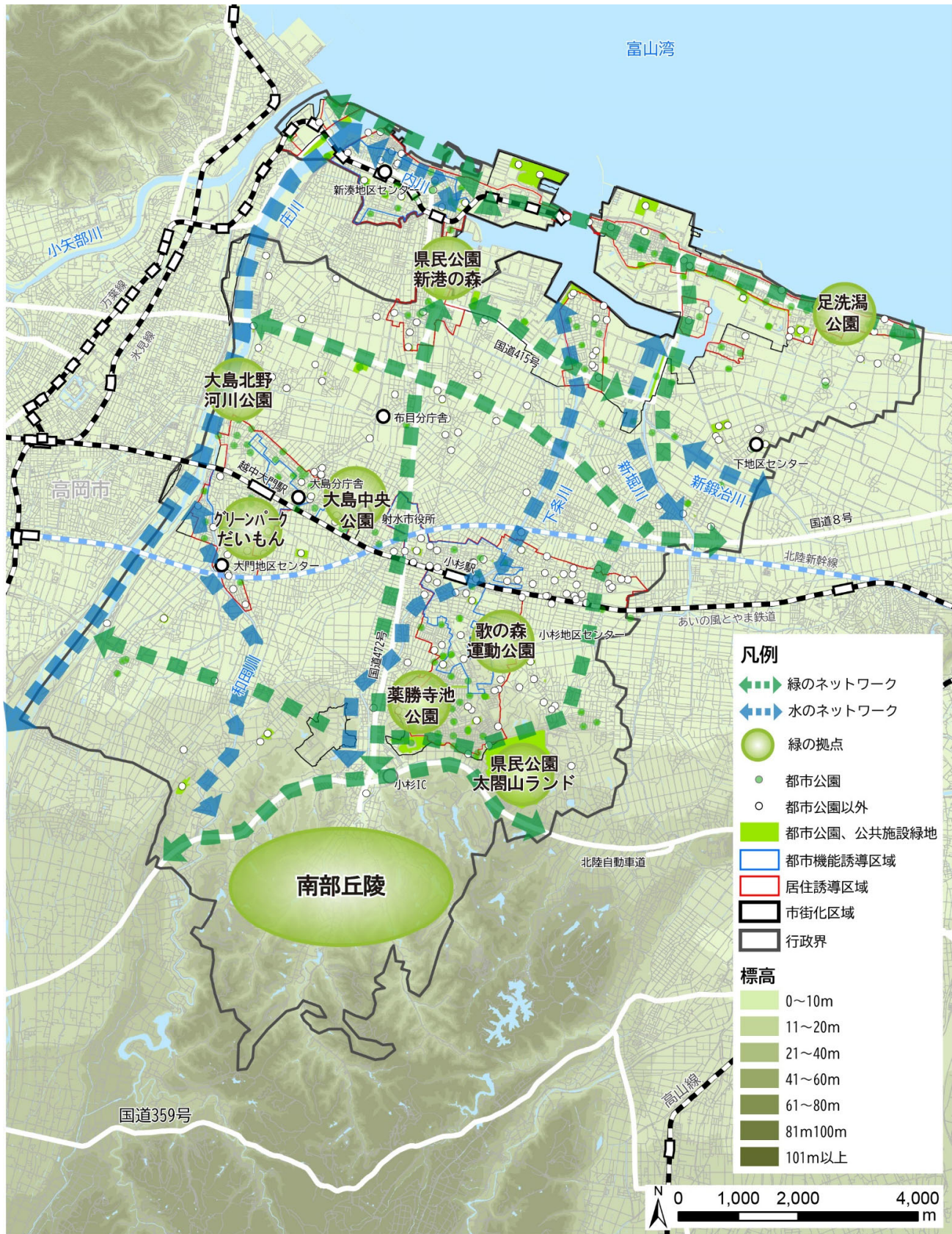
基本方針 3 <緑を育てる> 緑の活動を広げ、緑の担い手が育つまちをつくる

- ・市民協働の取組など、市民による緑の維持管理や緑化推進が行われており、引き続き活発に行われるよう目指します。
- ・緑の活動を次世代の担い手へ継承するために、様々な世代の参加を促し、身近な緑への愛着を高めます。

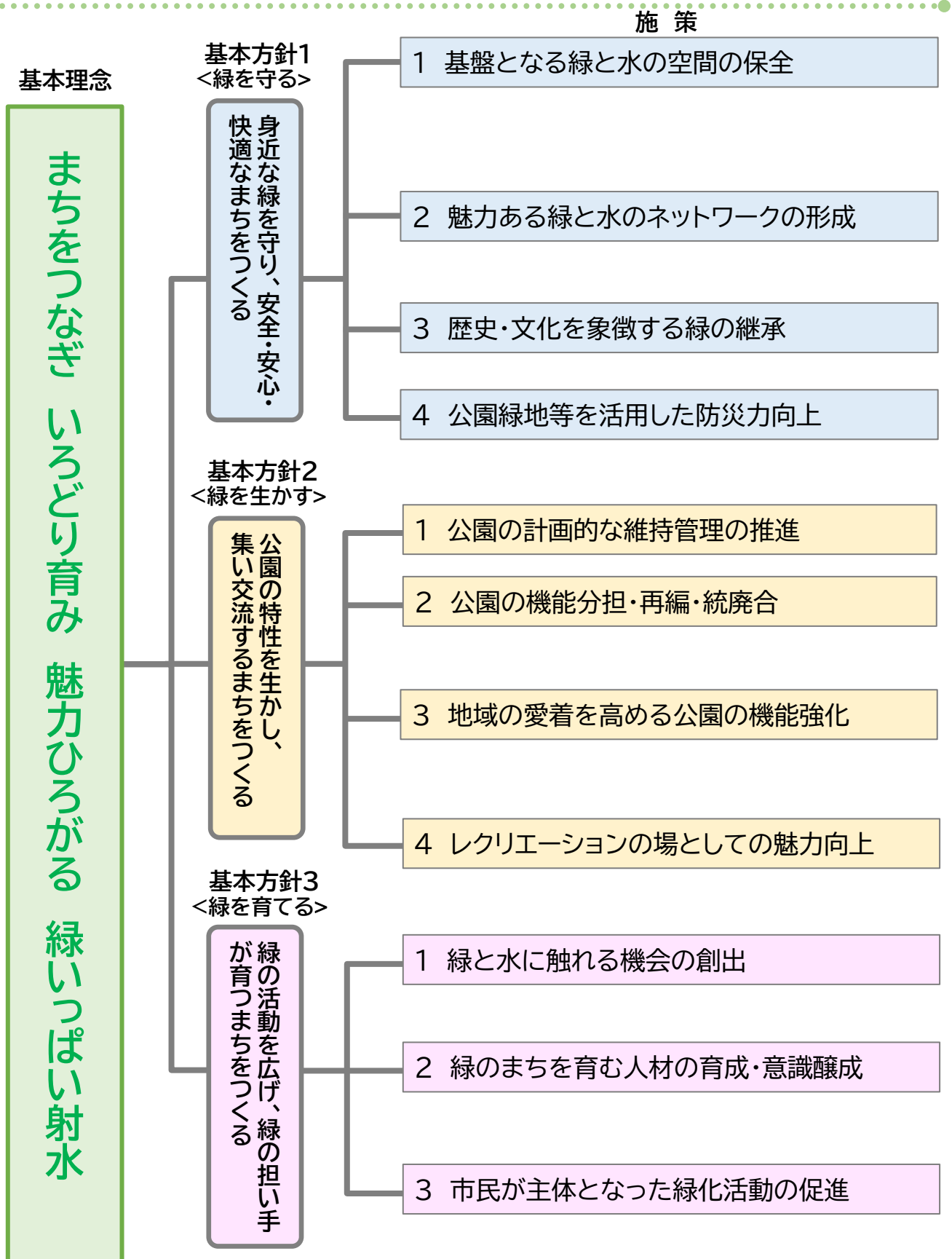




緑の将来図



施策体系





取組(主な内容)

①土地利用や制度に応じた緑の保全 (地区・区域指定や条例に基づく保全・継承、緑豊かな住環境の保全、丘陵地における土砂災害の防止)

②河川・水辺の保全(河川堤防沿いの緑の保全・適正管理、海岸における水辺空間の創出)

③森林・農地の保全・活用(森林の適切な保全、農地の保全)

④生物多様性の確保(生態系の保全)

①街路樹の適正管理(ネットワーク保全に向けた維持管理の推進、植樹帯の適切な整備・保全)

②公共施設にある緑の適正管理(公共施設における緑の維持管理の推進)

③緑化による快適な道路空間の創出(地域と連携した安全で彩りある道路空間の創出)

④緑の保全・活用による良好な景観形成(彩りある市街地景観の形成、眺望点をつなぐ緑のネットワークの形成)

①史跡・名勝等の緑の保全(史跡・名勝等の魅力の向上)

①延焼防止と避難場所の確保(延焼遮断機能を有する緑の確保、避難場所の確保と周知の徹底)

②拠点となる緑地の防災機能の向上(公園緑地における防災機能の向上、雨水の貯留・排水機能を活用した公園の整備)

③グリーンインフラを活用した防災力の強化(自然を活用した防災機能の向上)

①公園施設長寿命化計画に基づいた更新(都市公園の長寿命化及び計画的な更新)

②公園管理におけるDXの推進(先端技術を活用した維持管理手法の検討)

①身近な都市公園の機能分担・再編・統廃合(都市公園の機能分担・再編・統廃合を検討)

①利用しやすいルールづくり(住民主体のルールづくりへの支援、地域における公園の運営管理への参加促進)

②利用者ニーズを踏まえた機能強化(魅力あるオープンスペースとしての活用促進、緑に関する情報発信)

③民間の活力導入制度の活用(公募設置管理制度(Park-PFI)、民間提案制度等の活用)

④誰もが利用しやすい公園づくり(インクルーシブな視点に立った公園の整備)

①スポーツを楽しむ環境の創出(快適なスポーツ環境の創出)

②緑を活用した健康づくり(健康増進に寄与する公園の整備、運動機会の提供)

①自然観察会の促進(自然体験活動への支援)

②農業体験等の推進(ふれあい農園の充実、地元産農産物の周知)

③親水空間の魅力発信(親水空間のPR)

①美化活動の促進(アダプト・プログラム事業の推進)

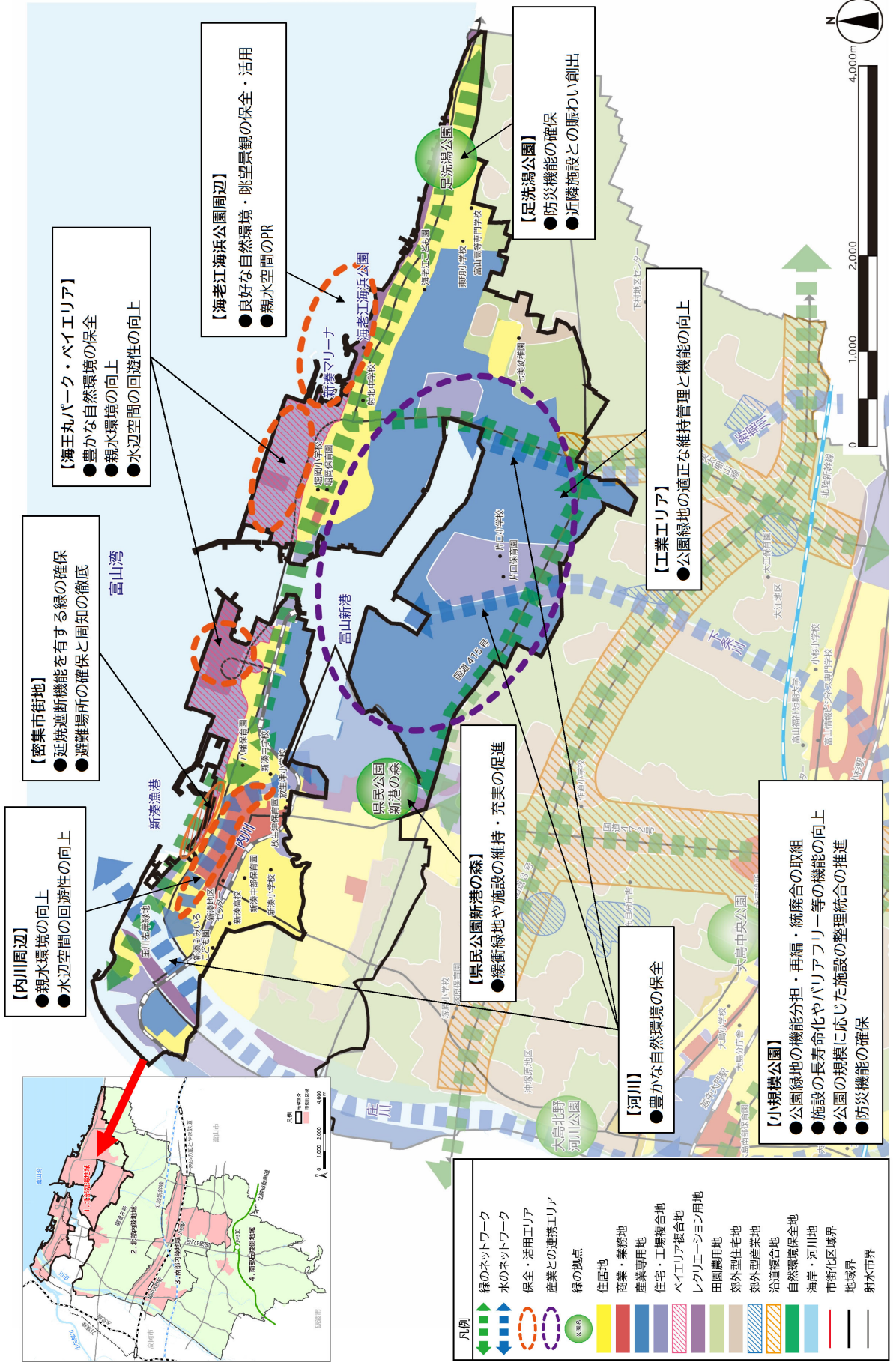
②学校教育における普及啓発(学校教育における緑の活動の推進)

①家庭等での身近な緑化の促進(個人や事業所への緑化活動支援の充実)

②市民協働による公園管理活動の推進(地域型市民協働事業の充実)

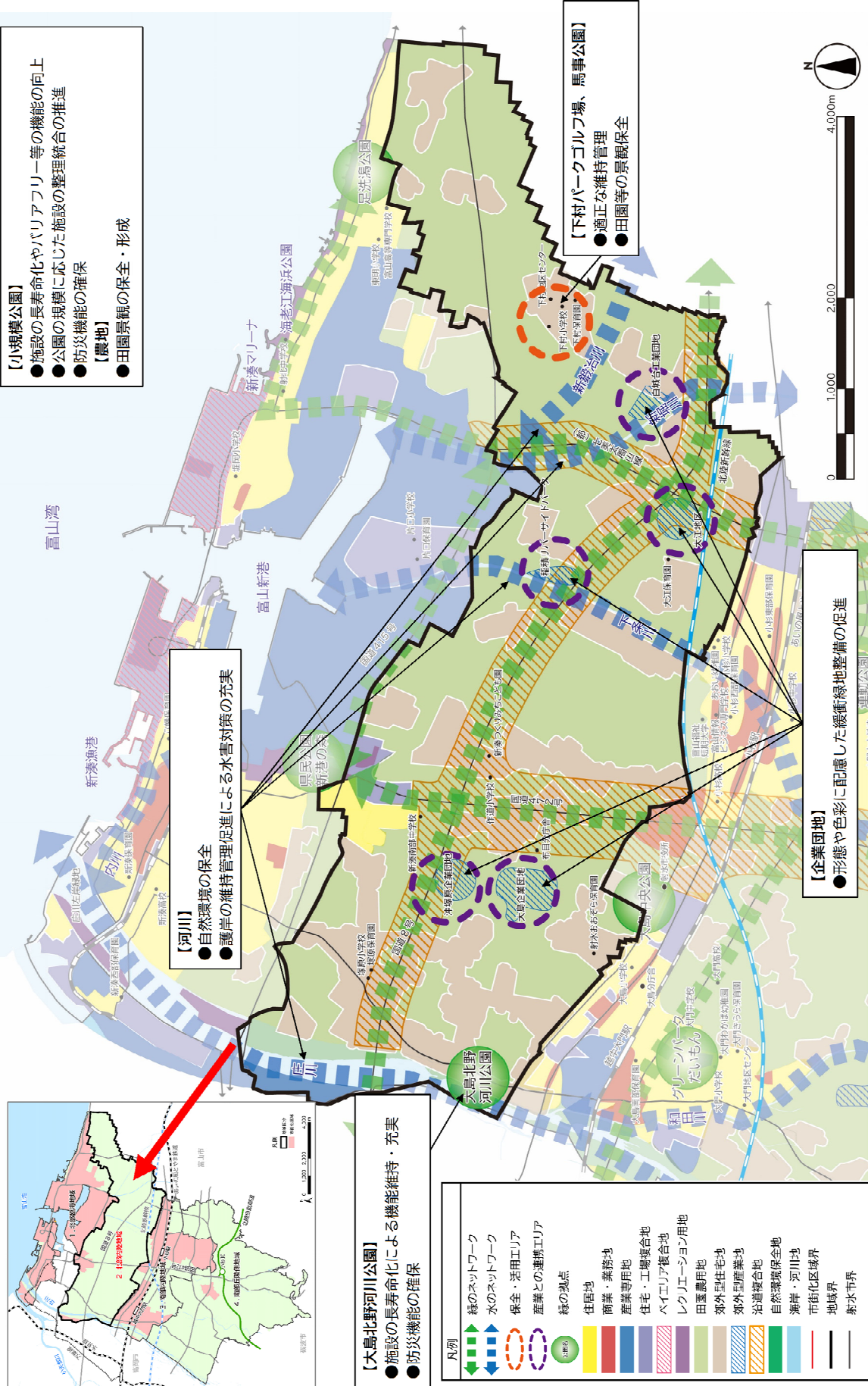
③森づくり・里山づくり活動等を通じた市民交流(市民による森づくり・里山づくりの推進)

地域別の緑の方針～北部臨海地域～

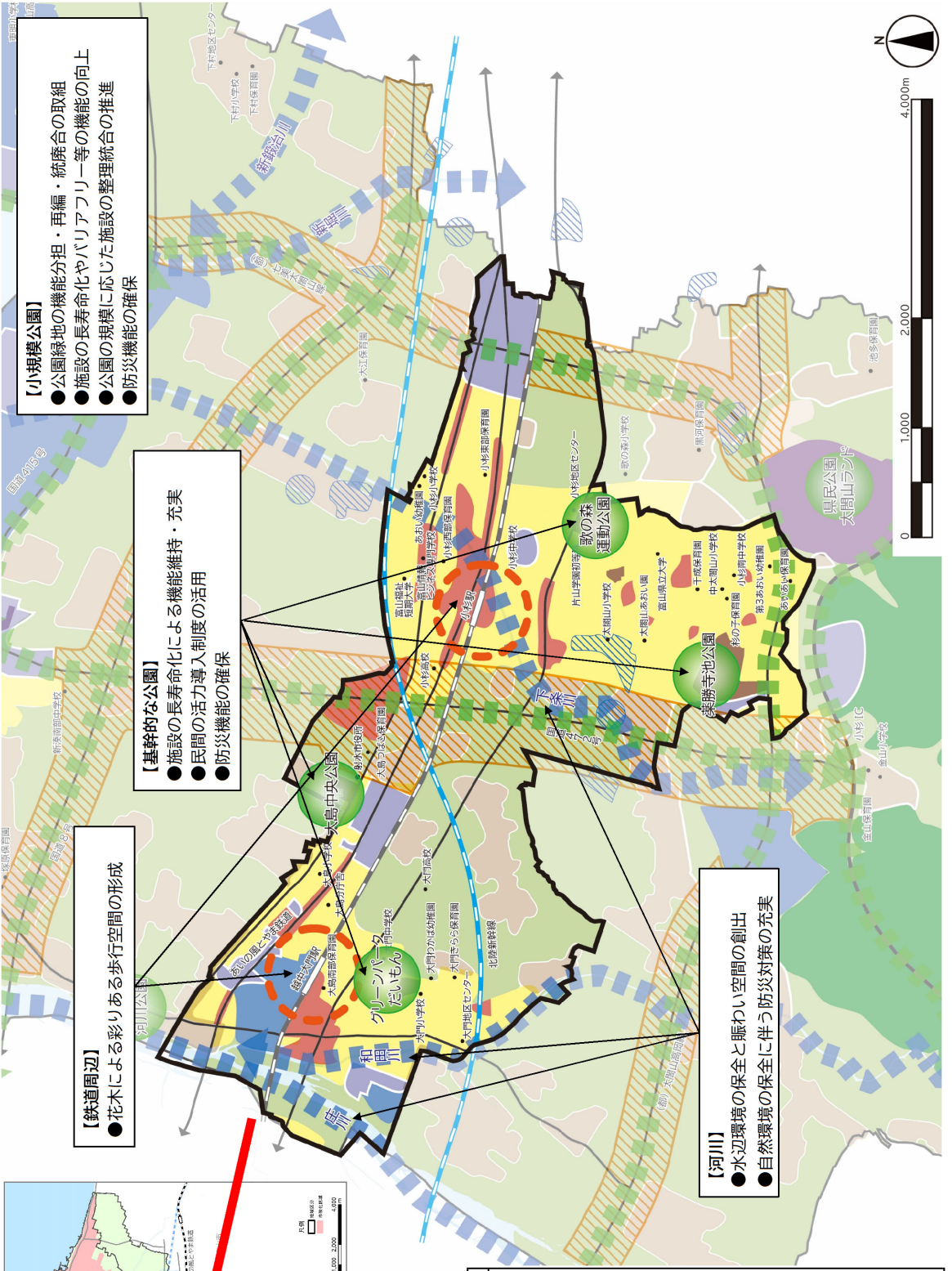
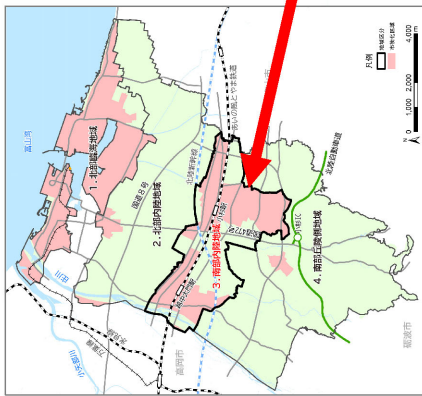




地域別の緑の方針～北部内陸地域～



地域別の緑の方針～南部内陸地域～



【小規模公園】

- 公園緑地の機能分担・再編・統廃合の取組
- 施設の長寿命化やバリアフリー等の機能の向上
- 公園の規模に応じた施設の整理統合の推進
- 防災機能の確保

【基幹的な公園】

- 施設の長寿命化による機能維持・充実
- 民間の活力導入制度の活用
- 防災機能の確保

【鉄道周辺】

- 花木による彩りある歩行空間の形成

【河川】

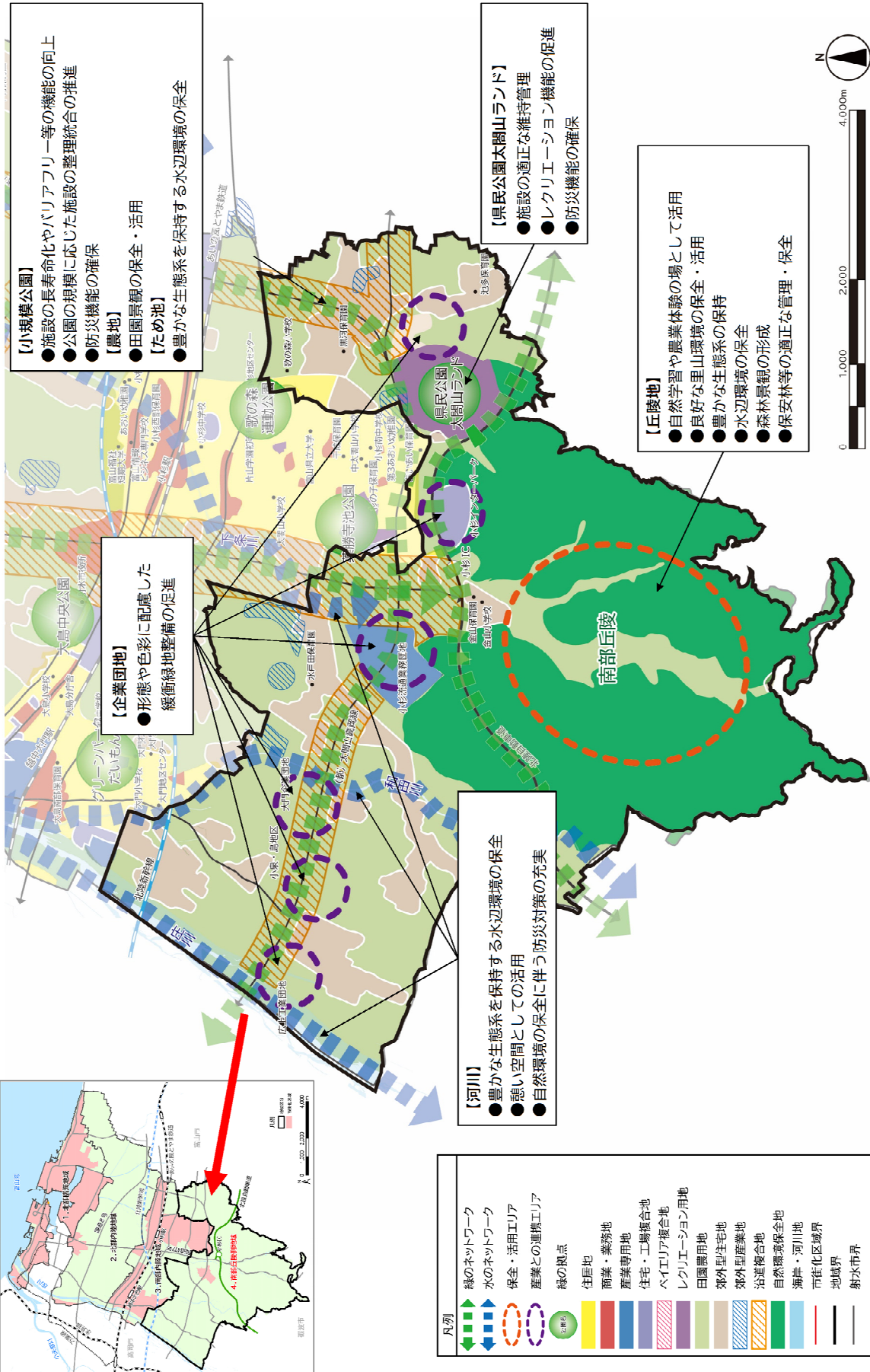
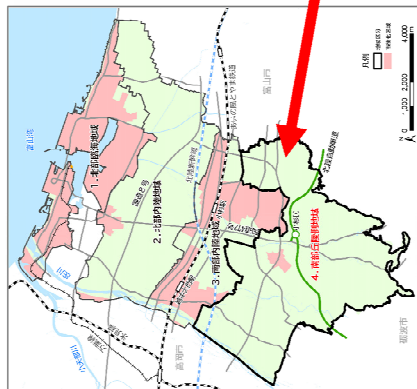
- 水辺環境の保全と賑わい空間の創出
- 自然環境の保全に伴う防災対策の充実

凡例	
緑のネットワーク	緑の拠点
水のネットワーク	住居地
保全・活用エリア	商業・業務地
産業との連携エリア	産業専用地
	住宅・工務複合地
	ベイエリア複合地
	レクリエーション用地
	田園農用地
	郊外型住宅地
	自然環境保全地
	沿道複合地
	海岸・河川地
	市街化区域界
	地域界
	射水市界





地域別の緑の方針～南部丘陵側地域～



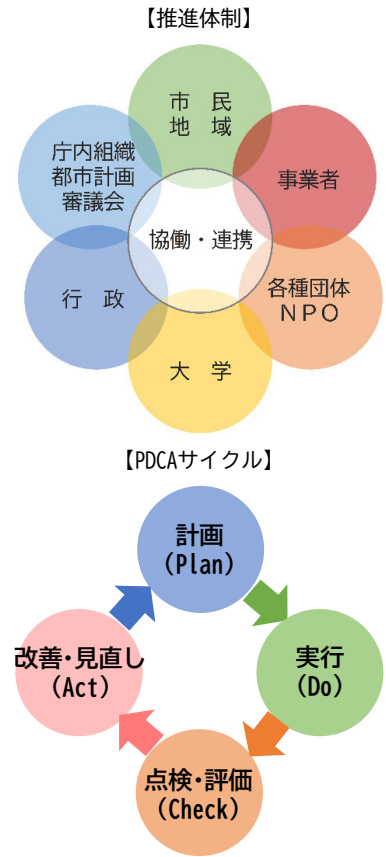
推進体制・進行管理

推進体制

- ・本市のまちづくりを担う主体との協働と国や県、周辺自治体との連携を強化します。
- ・市から先進的な活動や効果的な活動等を広く周知し、より良い取組を誘導します。
- ・活動への支援制度の柔軟な見直しや弾力的な運用、必要に応じて新たな制度や体制の創設を検討します。

進行管理

- ・PDCAサイクルを実施し、定期的に社会情勢の変化や各種取組状況を把握しながら必要な見直しを検討します。
- ・計画中間段階（10年後）においては、本計画の進捗や目標達成状況等を確認し、必要に応じて、施策の見直しや効果的な施策立案を図ります。



目標指標

指標	現況 令和4年 (2022年)	中間年次 令和15年 (2033年)	目標年次 令和25年 (2043年)
基本方針1〈緑を守る〉 身近な緑を守り、安全・安心・快適なまちをつくる 地域の緑の総合的な満足度	69.3%	70.0%	75.0%
基本方針2〈緑を生かす〉 公園の特性を生かし、集い交流するまちをつくる 射水市公園施設長寿命化計画に基づき 施設の更新・修繕等を行った公園数	11公園	15公園	20公園
基本方針3〈緑を育てる〉 緑の活動を広げ、緑の担い手が育つまちをつくる 里山等での保全・交流団体数	3団体	6団体	9団体

【お問い合わせ】

射水市 都市整備部 都市計画課 (〒939-0292 富山県射水市小島703番地)
TEL : 0766-51-6680 FAX : 0766-51-6693 Mail : toshi@city.imizu.lg.jp